

審査基準

令和8年4月1日作成

法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第9条の4第1項
処分の概要：教習射撃場の指定
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第1項（教習射撃場の指定）、同第30条（権限の委任） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第46条（権限の委任） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第47条（教習射撃場の管理者及び管理方法の基準）、同第49条（教習射撃指導員の基準）、同第50条（教習射撃場の指定の申請の手続）
審査基準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条第1号の「必要な知識」とは、教習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは、射撃場の運営業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。
標準処理期間： 30日（うち所轄警察署長16日）
申請先： 申請書は、あなたの射撃場を管轄する警察署の生活安全第二課又は生活安全課（係）の窓口に提出してください。
問い合わせ先： 北海道警察本部生活安全部保安課銃砲・危険物係（電話011-251-0110） 射撃場の所在地を管轄する各方面本部の生活安全課生活経済・保安・サイバー係 （管轄が函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （管轄が旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （管轄が釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （管轄が北見方面の場合（電話0157-24-0110））
備考：